

主な改正の概要（令和８年９月１日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 29 類 （麻薬及び向精神薬の一覧表）	- 表Ⅰ．1961 年の麻薬に関する単一条約（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬のリスト - 表Ⅱ．1971 年の向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬のリスト	国際麻薬統制委員会（INCB）が作成する麻薬及び向精神薬の一覧の内容をもとに、左記の表Ⅰ及び表Ⅱをそれぞれ更新。
第 29.41 項	抗生物質	抗生物質の例示に掲げる一部の物品について、世界保健機関（WHO）が公表した国際一般名（INN）であることを明確化。
第 44 類	付表 熱帯産木材の名称	国際熱帯木材技術協会（ATIBT）が発行した General nomenclature of tropical timbers（第 7 版）の内容を踏まえ、左記の付表を更新するとともに、現地名の変更に伴い標準名が修正される場合の取扱いについて明確化。
第 44.03 項 第 44.07 項	木材	太鼓落とした木材等は一般的に第 44.03 項に分類されるが、縦にひいた木材で縁に樹皮の痕を有していても第 44.07 項に含まれる木材があることを明記。
第 11 部	織り方	平織りは 1 × 1 の織物組織を有する解説を、第 11 部の号注 1（ij）の規定にあわせて整備。
第 84 類	積層造形用の機械	84 類の構成の概略に、第 84.85 項に積層造形用の記載を整備。
第 85 類	電気機器及びその部分品	第 85 類に含まれる電気用品等の例示として、真空式掃除機、抵抗器、印刷回路等の記載を整備。
第 85.24 項	フラットパネルディスプレイモジュール	フラットパネルディスプレイモジュールに係る「組み込まれ」の用語に、「接続され」及び「取り付けられ」を含むことを明確化。
第 95.03 項	車輪付き玩具	電動キックスクーターについて、玩具として取り扱う一般的な要件及び第 87.11 項の車両との区分を明確化。

主な改正の概要（令和 8 年 9 月 1 日適用）

分類例規第 1 部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 1806.20 号	調製食料品	ホエイたんぱく質混合物（乾燥状態においてホエイたんぱく質の含有量が 80%を超えるもの）、脱脂ココア粉等からなる粉末状の物品で、ホエイプロテインと称するプロテインサプリメントとして摂取される。その他の調製食料品ではなく、ココアを含有する調製食料品として第 1806.20 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2103.10 号	きのこ風味の醤油	水、塩、着色料、大豆、その他の添加物、小麦及びきのこ抽出物から製造されたソースについて、きのこ抽出物（0.01%）等が含まれていても、醤油として第 2103.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2715.00 号	ポリマーで改質された石油アスファルト混合物	石油アスファルト並びにスチレンーブタジエンスチレン（SBS）ゴム及び／又はエチレン、アクリル酸ブチル及びメタクリル酸グリシジルの共重合体の混合物から成る道路舗装の施工及び補修用の結合材について、石油アスファルトをもととした歴青質混合物として第 2715.00 号に分類（通則 1）。
第 3920.49 号	非多泡性ポリ（塩化ビニル）製の装飾フィルム	ポリ（塩化ビニル）、可塑剤（テレフタル酸ジオクチル）及び着色剤から成り、床用敷物の一部として用いられる木目模様が印刷された装飾フィルムについて、その他の印刷物ではなく、プラスチック製のフィルムとして第 3920.49 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 6307.90 号	おくるみ	繊維用繊維製で、端を縁縫い、乳児に安心感を与えるもの、よだれかけ又は乳児をくるむことにより保護具として使用されるものについて、おむつに類する物品ではなく、繊維用繊維のその他の製品として第 6307.90 号に分類（通則 1 及び 6）。おくるみ全てが 63.07 項に分類されるという意味ではない。
第 7223.00 号	冷間成形をしたステンレス鋼の物品	72 類注 1 (o)「線」は、注 1 (k)「フラットロール製品」の定義に該当しないものである。本品は、本品の幅を超えてドラムの全幅にわたって左右交互に巻かれており、注 1 (k)「連続的に層状に重ねて巻いたもの」には該当せず、ステンレス鋼のフラットロール製品ではなく、ステンレス鋼の線として第 7223.00 号に分類（通則 1）。
第 8517.79 号	リモートラジオユニット（RRU）	携帯回線網基地局においてデジタルユニット及びアンテナと共に使用するように設計された、トランシーバーボード、アンプ及びフィルターから成るリモートラジ

主な改正の概要（令和 8 年 9 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		オユニットについて、単独で信号を送受信することができず、音声、画像その他のデータを送受信するための機械ではなく、携帯回線網基地局の部分品として第 8517.79 号に分類（通則 1 及び 6）
第 8536.69 号	マルチソケットアダプター	共通のハウジングに組み入れられたソケット、オン／オフスイッチ及びプラグから成り、1,000 ボルト以下の電圧用で、複数の電気機器を同時に接続するために用いられるものについて、ソケットとして第 8536.69 号に分類（通則 1、3（c）及び 6）。
第 8544.42 号	マルチソケットパワー 스트リップ	共通のハウジングに組み入れられたソケット、ブレーカー、プラグ付き絶縁電源コード等から成り、1,000 ボルト以下の電圧用で、ケーブルにより電力を伝達し、複数の電気機器を同時に接続するために用いられるものについて、ソケットではなく、接続子を取り付けてある電気絶縁をしたケーブルとして、第 8544.42 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8544.42 号	ケーブルリール	ソケットを備えたケーブルリールで、オン／オフスイッチ、ブレーカー及びプラグ付き絶縁電源コードから成り、1,000 ボルト以下の電圧用で、ケーブルにより電力を伝達し、複数の電気機器を同時に接続するために用いられるものについて、接続子を取り付けてある電気絶縁をしたケーブルとして、第 8544.42 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8704.10 号	荷台傾斜装置付き貨物自動車	ディーゼルエンジンを動力源とし、最高速度が時速 40 キロメートルで、油空圧懸架装置、3 軸及びドラムブレーキシシステムを備えた貨物自動車について、ダンプカーとして第 8704.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9619.00 号	洗うことのできるおむつ	ポリウレタンラミネート（PUL）生地の外側のラップと、竹をもととした紡織用繊維製の吸水性インサートから成る洗うことのできるものについて、おむつとして第 9619.00 号に分類（通則 1）。
第 9619.00 号	洗うことのできるおむつ中敷き用のインサート	竹をもととした紡織用繊維製の外側の 2 層及びマイクロファイバー製の内側の 2 層から成る、洗うことのできるおむつ中敷き用のインサートについて、おむつに類する衛生用品として第 9619.00 号に分類（通則 1）。

(参考)

主な改正の概要（令和 8 年 9 月 1 日適用）

分類例規第 2 部（国内分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 2008.20 号	気密容器入りのパイナップルに関する CODEX 規格について	「細片にし又は破碎したもの」の説明として引用されている CODEX 規格番号を更新し、わかりやすいように明文化。